

【11】秋田県立秋田高等学校父母と教師の会慶弔規定

秋田県立秋田高等学校父母と教師の会の慶弔について次のとおりに定める。

1) 弔慰

イ. 生徒・保護者の場合 10,000円

2) 災害見舞 10,000円

イ. 保護者の持家又は借家が災害にあった場合

(災害とは、全焼・半焼・全壊・半壊・流失・浸水等をいう。)

ロ. 生徒指導部・学年部と協議して、職員・生徒に募金を呼びかけることもある。

- 附則
1. この規定は、令和4年4月23日より適用する。
 2. 特に考慮する必要のある場合は、審議の上決定する。
 3. 請求については担任が行う。

(昭和54年4月1日制定、令和4年4月23日改正)